第2章

)核軍縮

·不拡散

.: 国連

など多国間

会議

## 5. 第74回国連総会(2019年)日本決議



2019年12月12日、日本が主導し、核兵器の廃絶を求める決議「核兵器のない世界に向けた共同の行動方針と未来志向の対話」が第74回国連総会において採択された。この決議は名称だけでなく形式や内容においても過去の日本決議と違ったものとなった。これまでのNPT再検討会議における全会一致の合意を重視する姿勢ではなく、トランプ政権が作り出した多国間合意軽視の現実を受容する姿勢を示す決議文となっている。この決議への投票結果は本章20表にある。

## 

A/RES/74/63 2019年12月12日

総会は、核兵器のない世界の達成が国際社会の共通目標であることを再確認し、核不拡散条約(以下、NPT)がその共通目標の実現に不可欠な基盤であることを再確認すると共に、核軍縮、核不拡散及び核エネルギーの平和利用が相互に補強しあい同条約の体制の維持と強化に必要不可欠となっていることを強調し、同条約の普遍性をよりいっそう高める決意を再確認し、

条約発効50周年、広島と長崎で核兵器が使用されてから75年にあたる2020年に開催予定のNPT締約国再検討会議が成果をあげる重要性を強調し、それ(広島・長崎)以来核兵器が使われていないことを力説し、すべての加盟国が同条約に基づく核軍縮及び不拡散の義務を遵守する必要性を強調し、

1995年のNPT再検討・延長会議の最終文書、ならびに2000年及び2010年の各NPT締約国再検討会議の各最終文書に盛り込まれた、合意された諸措置を履行することの重要性を再確認し、

核兵器のない世界の実現に向けては多様なアプローチが存在すること、及び、この目的の実現の ためにはすべての加盟国の間の信頼醸成が不可欠であることを念頭に置き、

すべての加盟国が、国際的な安定と平和と安全を推進する方法で、また、すべての人にとって減じられず強化される安全保障の原則に基づいて、核兵器の完全廃棄に向けてさらなる実践的な措置や効果的な措置を取ることの重要性を強調し、

適切な場合には、地域に関係する加盟国の自由意思による取り決めに基づくと共に1999年の軍縮委員会によるガイドラインと整合したものとして、非核兵器地帯をさらに創設することを奨励し、

軍縮会議において、核兵器その他の核爆発装置向けの核分裂性物質の生産を禁止する条約の交渉を直ちに始め、早期に締結することの重要性を強調し、文書CD/1299およびその中に含まれるマンデートに従って、そのような交渉の開始を支援し、

包括的核実験禁止条約(CTBT)を、すべての加盟国とりわけ付属文書2における残り8か国が、遅滞なく署名し批准することの重要性をも強調し、

誤算または誤解によって核兵器が使用されるリスクを低減させることの重要性を認識し、核兵器の廃棄を取り決めに則って達成し維持する過程において、効果的で信頼性のある核軍縮検証が欠かせない役割を有していることを想起すると共に、核軍縮の推進における検証の役割を考慮するため、政府専門家グループがその報告書に記載の通り然るべき働きをしていることを歓迎し、

軍縮目標に向けた取り組みを支援するための、既存の多国間軍縮機構を横断した協働の価値を認 識し、

科学技術の発展が核軍縮・不拡散及び国際的安全保障に与えうる影響を考慮することの重要性に 留意し、

効果的な核軍縮と国際的安全保障の増大は相互に補強しあうものであることを強調し、

核不拡散のための国際体制のさらなる強化が国際的平和と安全にとり必要不可欠であることを

再確認し、

朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)のあらゆる核兵器及び全射程の弾道ミサイルの完全かつ検証可能で不可逆的な解体を達成するための、米国大統領と朝鮮労働党委員長との会談を含む昨今の外交努力を歓迎し、

異なる世代、地域、性別を包含する軍縮・不拡散教育が、核兵器のない世界の達成に向けた努力を 下支えすると共に機運を高めることに留意し、

核兵器使用による壊滅的な人道上の結末を認識し、

政治指導者や若者らによる広島と長崎への訪問を歓迎し、

信頼醸成を通じた具体的な核軍縮措置を促進するためには、国際社会が直ちに共同で行動し未来 志向の対話を行う必要があることを再確認し、

- 1. NPTの全締約国が、国際的緊張の緩和、及び締約国と国際的な核不拡散体制との信頼の強化などを通じて核兵器廃絶という究極目標に献身していること、また、核兵器のない世界の実現に向けて、同条約の6条を含むあらゆる側面における完全かつ着実な履行に献身していることを、再確認する。
- 2. NPTの全締約国に対し、2020年再検討会議に向けて上記の約束を実践するための具体的方策を 定めるよう呼びかける。
- 3. 共同の行動方針として、とりわけ以下を奨励する。
- (a) すべての国、とりわけ核兵器国は、直ちに透明性と相互の信頼を高めるための具体的措置を取ること。そこには例えば、NPTの履行状況に関する頻繁かつ詳細な報告を行い、それらの報告について討議する機会を提供することなどが含まれる。
- (b) すべての核保有国は、誤算または誤解による核爆発のリスクを低減するための方策を講じること。
- (c) すべての国が、核兵器その他の核爆発装置向けの核分裂性物質の生産を禁止する条約の交渉を開始するため、直ちにあらゆる努力をすること。そこには、核兵器その他の核爆発装置に使われる核分裂性物質の生産にモラトリアムを宣言し維持すること、及び、軍縮会議において実質的議論を深めることも含まれる。
- (d) 包括的核実験禁止条約の付属文書2における残り8か国を含め、すべての国が、包括的核実験禁止条約の署名及び批准のため、直ちにあらゆる努力をすること。そこには、核兵器の爆発実験その他の核爆発に関して現在進行中のすべてのモラトリアムを維持すると共に、それを行う政治的意志を表明することや、包括的核実験禁止条約機関を継続的に支援することなども含まれる。
- (e) すべての国が、国連や軍縮会議における、また、核軍縮検証のための国際パートナーシップの 枠組みの中での具体的な取り組みを通じて、核軍縮検証についての実際的な貢献を継続すること。
- (f) すべての国が、軍縮・不拡散教育の取り組み、とりわけ、若い世代が積極的に関与できる核兵器の使用がもたらす現実への意識啓発を行うこと。これは特に、自らの経験を将来の世代に伝える被爆者(核兵器の使用に苦しんだ人々)を含むコミュニティや人々との交流や、政治指導者や若者をはじめとする人々による訪問などを通じてなされる。
- 4. さらに、核軍縮の進展に向けて未来志向の対話を促進するため、以下を奨励する。
- (a) 核兵器国は、NPTの再検討会議や準備委員会、軍縮会議、国連総会第一委員会といった国際的議論の場において、核政策やドクトリンを明確に打ち出すこと。そして、そうした核政策やドクトリンに基づき、すべての国が双方向的な議論を行うこと。
- (b) すべての国が、軍備管理、軍縮、不拡散に科学技術の発展が及ぼしうる影響について対話を行うこと。
- (c) すべての国が、核軍縮と安全保障の関係について率直な意見交換を行うこと。
- 5. 国際的な核不拡散体制の強化、ならびに、関連する安保理決議に基づきDPRKのすべての核兵器、全射程の弾道ミサイル、及び関連の核・弾道ミサイル計画の完全かつ検証可能で不可逆的な廃棄の達成に対する約束を再確認すると共に、関連するすべての安保理決議の完全履行に対しすべての国が責任を負うことを再確認し、DPRKに対し、国際原子力機関の保障措置の遵守を含めNPTの完全な遵守に早期に復帰するよう求める。

第2章●核軍縮・不拡散:国連など多国間会議

**共同提案国:**アンゴラ、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、中央アフリカ共和国、コモロ、クロアチア、チェコ、ドミニカ共和国、エストニア、フィンランド、ジョージア、ギリシャ、ハイチ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、日本、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マラウイ、マーシャル諸島、モンテネグロ、ネパール、オランダ、ニカラグア、北マケドニア、ノルウェー、パラオ、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セイシェル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、ツバル、アラブ首長国連邦、英国、バヌアツ。

**追加の共同提案国:** アルバニア、アンドラ、デンマーク、赤道ギニア、ドイツ、ホンジュラス、ミクロネシア (連邦)、パナマ、パプアニューギニア、シンガポール、トルコ、ウルグアイ。

出典:国連軍縮局HP

https://undocs.org/en/A/RES/74/63 アクセス日: 2020年3月15日